

市報 きよせ 税の申告号 特集号

発行：清瀬市 編集：企画部秘書広報課
〒204-8511 清瀬市中里五丁目842
☎ 042-492-5111(代表) FAX 042-492-2415
メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp
URL：https://www.city.kiyose.lg.jp/



市ホームページは
こちら

受付会場は大変混雑します！

申告期間

2月16日(火)～3月15日(月)

☎課税課市民税係 ☎042-497-2040

市・都民税申告期間・受付会場

場所	期間	受付時間
生涯学習センター(※)	2月2日(火)～4日(木)	午前9時30分～午後3時30分
松山地域市民センター(※)	2月5日(金)	午前9時(予定)～11時、午後1時～4時(会場準備のため、開始時間が前後する場合がありますのであらかじめご了承ください)
野塩地域市民センター(※)	2月8日(月)、9日(火)	
竹丘地域市民センター(※)	2月10日(水)、12日(金)	
清瀬市役所	2月16日(火)～3月15日(月)	午前9時～午後3時

※早期受け付けです。

申告期間中は市役所の駐車場が大変混雑します
市役所へは公共交通機関のご利用を

市役所の駐車場は、新庁舎建設工事に伴う臨時用のため、駐車台数が限られており、混雑が予想されます。ご来庁の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。



受付会場にお越しの際は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご協力を

市の対策

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のご協力をいただけないなど、安全確保が難しいと職員が判断した場合は、受け付けをお断りする場合がございます。



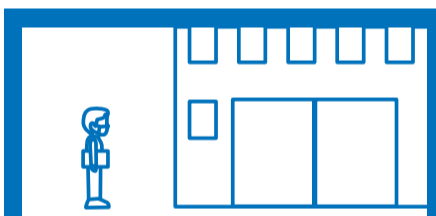
マスクの着用をお願いします



手指消毒にご協力ください



混雑状況により人数制限を行います



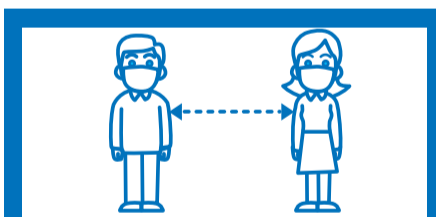
なるべく少人数でお越しください



発熱のある方の入場はご遠慮ください



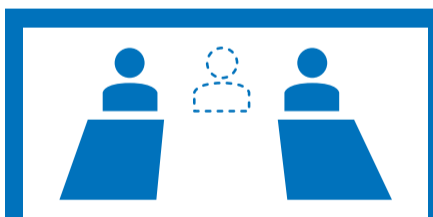
受付時の検温にご協力をお願いします



距離をとりましょう



時間に余裕を持ってお越しください



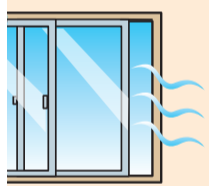
対応人数及び座席数を減らしています



マスク・フェイスシールドの着用



飛まつ拡散防止のアクリル板の設置



定期的な換気



定期的な消毒

受付会場の密を避けるために…
郵送やインターネットで申告しましょう

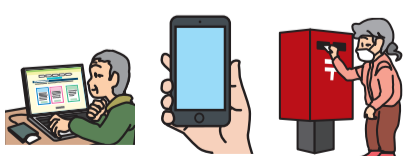
市・都民税の申告



必要書類を添付して
市役所に郵送で提出できます

※必要書類については、本号3面をご覧ください。

所得税などの申告(確定申告)



e-Taxでの提出や
国税庁ホームページで
作成した申告書を税務署
に郵送で提出できます

※e-Taxであれば、源泉徴収票や控除証明書等の提出を省略できます。
添付を省略できる書類は国税庁ホームページでご確認ください。

令和3年度(令和2年分)の申告から

医療費控除、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)は領収書の添付では受けられません

「医療費控除の明細書」・「セルフメディケーション税制の明細書」が必要です

平成29年度税制改正で医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書の添付が義務化されました。

平成29年分から令和元年(平成31年)分までの所得税申告、平成30年度から令和2年度までの市・都民税の申告では、猶予期間として、医療費の領収書の添付または提示で控除を受けることができました。しかし、猶予期間の終わった令和3年度(令和2年分)の申告からは「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書と共に提出いただかなければ医療費控除、セルフメディケーション税制を受けることができません。申告会場では各明細書の作成は行っておりませんので事前にご自身で作成してください。

領収書については明細書の記入内容の確認のため、ご自身のお手元で5年間保存する必要があります。

※明細書は国税庁ホームページからダウンロードできます。